

各市町 介護保険主管課長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルス感染症の増加に伴う「通いの場」における
一部自粛要請と感染防止対策の再徹底について（依頼）

平素は、本県の高齢者福祉施策にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和3年1月13日、本県においても新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これを見越して、令和3年1月12日、本県の対処方針「新型コロナウイルス感染症に係る対処方針」を改定しています。

(県 HP URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>)

一方、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年1月7日変更）」では、「外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保のため、適切な支援を行うこと」とされています。

こうした状況を踏まえ、いわゆる「通いの場」の開催については、以下のことに御留意いただくよう、貴市町から関係者へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 開催する場合は、「緊急事態宣言解除後における「通いの場」開催の留意点について（依頼）」(令和2年5月22日付け高第1149号兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長通知)の別紙「新型コロナウイルス対策「通いの場」の活動を行う上で注意すべきポイント」及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について」(令和2年5月29日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)に基づく感染予防対策を厳重に徹底すること。
2. 1のうち、感染リスクが高いとされる会食や茶話会など飲食を伴う「通いの場」及びカラオケなど大声を伴う「通いの場」は、開催を自粛すること。
3. 直接対面によらない開催方法が可能な場合は、その方法によること。
(オンラインによる実施等)。
4. また、これに際して、県が実施する専門職派遣事業により、「通いの場」等の活動や市町・地域包括支援センター職員等に対し感染予防の視点から指導を行う者(感染症専門家等)の活用も検討いただきたいこと。

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課
地域包括ケア推進班 橋本
TEL : 078-341-7711 (内線 2941)、FAX : 078-362-9470
E-mail : Aya_Hashimoto@pref.hyogo.lg.jp

新型コロナウイルス対策 「通いの場」の活動を行う上で注意すべきポイント

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

(2) 「通いの場」すべての種別で注意すべきポイント

- 毎朝に体温測定、健康チェック。発熱または風邪（咳・咽頭痛・鼻水・倦怠感）の症状がある場合はムリせず自宅で療養。
- 対人距離が確保できない場合は、1回あたりの参加人数を調整し、複数回に分けて開催する。
- 開始前に体温チェックの実施（各自自宅で体温測定し、開始前に報告する等）。
- 発熱または風邪の症状がある人は参加を控えるよう呼びかける。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、参加者等の名簿を適正に管理することも考えられる。
- 複数の人の手が触れる場所を界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて適宜消毒する（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ等）
- 複数人が共用する物品（おもり、文房具等）は適切に消毒できない場合は使用を中止するか、特定の個人のみが使用できるようにし、分けて保管する。
- 十分な換気を行う。

(3) 「通いの場」種別ごとに注意すべきポイント

体操（運動）

- 運動中息が上がると飛沫が遠くまで飛びやすいため、人との間隔は十分空ける（2m以上：参加者が両手を広げてぶつからない程度）。
※ウォーキング5m、ジョギング10mとする海外研究もある（スポーツ庁）
- マスクを着用したまま運動を行う場合、こまめに水分を摂り熱中症に十分注意する。

会食・茶話会・認知症予防・趣味活動等

- 大声で歌う場合は飛沫が遠くまで飛びやすいため、マスクを着用する。
- 対面ではなく横並びや対角線上に座る。
- 大皿は避けて、料理は個々に分ける。
- 特に、口に触れる食器等は熱水（80℃の熱水に10分間さらす）や塩素系漂白剤（濃度0.05%に薄めた上で使用）で消毒するようにする。
- 鼻水、唾液等が付着したごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ごみを回収する人は、マスクと手袋を着用する。回収後は必ず手を洗う。

事務連絡
令和2年5月29日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
振 興 課
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、介護予防の取組を推進することは重要であることから、「介護予防・日常生活支援総合事業等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年3月3日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止と介護予防の取組の推進について（その2）」（令和2年3月27日厚生労働省老健局振興課ほか連名事務連絡）において、

- ・ 住民主体の通いの場の取組を含む介護予防・日常生活支援総合事業等の高齢者が多く集まる各種事業の実施に当たっての感染拡大の防止に向けた対応
- ・ 高齢者の方々が居宅で過ごす時間が長くなるような場合が増加する中での対応

等をお示ししてきたところです。

今般、令和2年5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が解除され、同日、緊急事態宣言の解除を踏まえて改定された基本的対処方針において、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされています。

移行期間における対応については各都道府県の方針に従うことを前提とした上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場や認知症カフェ等の取組を実施するために参考となるよう、別紙のとおり、留意事項を整理しましたので、お示しいたします。

外出自粛が長期化することにより、高齢者の閉じこもりや健康への影響も懸念されるため、貴管内市町村に対し、地域の実情を踏まえた介護予防の取組につなげていただけるよう、周知をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して 通いの場等の取組を実施するための留意事項

1. 基本的な考え方

地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認し、開催の可否や実施方法について、検討する。その際、市町村の保健師や感染症に詳しい専門職の助言を得ることが望ましい。

その上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、通いの場を開催するためには、

- ・ 「3つの密(密閉、密集、密接)」を避けること、
- ・ 運営者・リーダー、参加者ともに感染防止の基本である「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」を実践すること

が重要である。

このため、運営者・リーダーは、まず新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である、飛沫感染と接触感染のそれぞれについて、例えば、

- ・ 飛沫感染については、換気状況や参加者同士の距離などを考慮し、開催場所(広さ、公民館などの屋内・公園などの屋外等)や時間、回数、参加人数、プログラム等を設定するとともに、
- ・ 接触感染については、共有物品や、ドアノブなど手に触れる場所とその頻度について特定し、消毒が必要な場所の確認や、触れる箇所を減らす工夫を行う等の対応を行うことが考えられる。

今般お示しする留意事項も踏まえ、感染拡大防止のための対応を検討いただくとともに、事前に感染防止のための留意事項を周知すること等を通じ、運営者・リーダー、参加者ともに感染を広げないよう意識して取り組んでいただきたい。

2. 通いの場の取組における留意事項

< 感染拡大防止に向けた留意事項 >

運営者・リーダー、参加者ともに、事前に体温を計測し、発熱や風邪の症状がある場合は、参加を控えること。

運営者・リーダーは、参加者名簿(連絡先含む)を作成の上、開始前に参加者の体温や体調を確認し、記録する。発熱等が認められる場合には、参加を断ること。

運営者・リーダー、参加者ともに、症状がなくてもマスクを着用すること。また、できる限り、目・鼻・口は触らないようにすること。

複数の人の手が触れる場所や物(手すり、ドアノブ、テーブル、椅子など)は、適宜、塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム 0.05%)やアルコール等で消毒すること。

運営者・リーダー、参加者ともに、手洗い(アルコール消毒による手指消毒でも可)を徹底すること。

室内で開催する場合は、1時間に2回以上の換気(2方向の窓を、1回、数分程度、全開にするなど)を行うこと。

参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上(できるだけ2m(最低1m))空けること。

歌を控えるとともに、文字(紙)や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくすること。

会話をする際は、正面に立つこと等を可能な限り避けることや、十分な距離を保つこと、マスクを着用することを徹底すること。

活動終了時の体調確認と手洗いを励行すること。

運営者・リーダーは、参加しなくなった者に対し、必要に応じ、市町村の担当者等と連携し、状況の把握や参加の呼びかけなどを行うこと。

< 体操など身体を動かす活動をする場合 >

息が荒くなるような運動は避けること。

マスクを着けて運動をする場合は、マスクをしないときに比べて身体への負荷が著しく大きくなる可能性があるため、かかりつけ医の意見等も踏まえ、無理のないよう負荷を下げたり、休憩を取るなど配慮すること。

熱中症予防の観点から、こまめな水分補給や室温調整等を行うこと。なお、屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合は、マスクをはずす。

< 会食や茶話会など飲食を伴う活動をする場合 >

座席の配置について、対面ではなく、横並びで座るなどの工夫を行うこと。

会食等に当たり、大皿は避けて、料理は個別に配膳するとともに、茶菓は個別包装されたものが望ましい。

手や口が触れるようなもの(食器やコップ、箸など)は、使い捨てのものにしたり、洗剤で適切に洗浄すること。

3. 市町村における留意事項

通いの場等の取組の再開に当たっては、地域の感染状況に応じた対応が重要であるため、通いの場の運営者・リーダー等からの相談等に適切に対応すること。

なお、高齢者が通いの場への参加を控えることも想定されることから、

- ・ 高齢者の方々が居宅においても健康を維持できるよう、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止と介護予防の取組の推進について(その2)」(令和2年3月27日厚生労働省老健局振興課ほか連名事務連絡)を参考に、運動、食生活や口腔ケア、人との交流のポイント等について、引き続き情報提供するとともに、
- ・ 必要に応じ、心身の状況や生活の実態などを訪問等により把握し、参加の呼びかけや必要なサービスにつなぐなど適切な支援を行うこと。

また、今後、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」(令和2年5月29日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡)も参考に、ICTの活用や住民間での個別訪問を組み合わせるなど、通いの場等が集まる取組にとどまらず、社会参加や地域づくりにつながる多様な取組の展開についても検討いただきたい。

【参考】

- ・ 3つの密を避けるための手引き(首相官邸、厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622211.pdf>
- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・ 咳エチケットについて(首相官邸、厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>
- ・ 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」(厚生労働省、経済産業省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

専門職派遣事業実施要領

1 目的

市町及び地域包括支援センターが、地域包括ケアシステム構築に向け必要な機能を果たせるよう、また、地域包括支援センターの職員が包括的支援事業を実施するにあたって必要な資質を身につけるため、専門職の派遣を行う。

2 実施主体

兵庫県

3 事業内容

市町による地域支援事業の実施及び地域包括支援センターの機能強化を支援するため、市町、地域包括支援センター等に対し、必要とする人材を派遣する。

なお、専門職は、主に次の役割を担う者をいう。

- (1) 地域ケア会議に関し、自立支援、重度化防止等に資するものとなるよう市町への助言を行う者（地域ケア個別会議の構成員として助言を行う者を除く）
 - (2) 保険者による地域包括ケア「見える化」システムによる地域分析、介護保険事業計画策定後の進捗管理について、市町への助言を行う者
 - (3) 一般介護予防事業における通いの場の立ち上げ等、介護予防を効果的に実施するための助言を行う者
 - (4) 権利擁護に資する支援の視点から助言を行う者（弁護士等）
 - (5) 認知症ケアの視点から助言を行う者（認知症介護指導者養成研修修了者等）
 - (6) その他、地域包括ケアシステム構築に向けた検討会等で助言・指導を行う者（学識経験者等）
- ※ (7) 通いの場等の活動や市町・地域包括支援センター職員等に対し感染予防の視点から指導を行う者（感染症専門家等）

4 実施方法

(1) 派遣される者との事前調整及び県への事前連絡

地域包括支援センター等は、派遣を依頼する予定がある場合、派遣される者とあらかじめ日程等について調整を行い、電話等にて県に事前連絡を行う。

(2) 県への派遣依頼

地域包括支援センター等は、様式1の依頼書に様式2の事業計画書を添付して県に派遣依頼を行う。

(3) 派遣される者への派遣依頼

県は、(2)の申請を受理した後に審査を行い、妥当であると判断した場合、

様式3の依頼書により派遣される者に派遣依頼を行うとともに、様式4の連絡先通知書、様式5の旅行ルート申請書、様式6の債権者登録書及び様式7の報償費（旅費）辞退届を送付する。

(4) 連絡先等の通知

派遣される者は、県から送付された様式4、様式5及び様式6に必要事項を記載し、県に提出する。

また、派遣される者が、報償費又は旅費を辞退する場合は、様式7をあわせて提出する。

(5) 報償費及び旅費の決定

県は、(4)の提出を受けた後、報償費の決定及び旅行依頼簿・旅費計算書兼請求書の作成を行う。

(6) 事業実施報告

地域包括支援センター等は、事業が実施された後、様式8により県に実績報告を提出する。

(7) 精算

県は、(6)の提出を受けた後、検査を行い、適正に実行されたと判断した場合に精算を行う。

(8) 派遣予定の変更等

地域包括支援センター等は、様式1の依頼書及び様式2の事業計画書に変更等が生じた場合は、速やかに県に報告する。

5 経費負担

県は、予算の範囲内において、派遣に係る報償費及び旅費を負担する。

6 その他

上記以外の必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和3年3月31日をもって、その効力を失う。

○事業の流れについて（参考）

